

第2部

こども・子育てを 取り巻く現状

- 1 少子化の現状
- 2 結婚・妊娠・出産
- 3 家庭環境
- 4 地域社会
- 5 仕事と子育ての両立



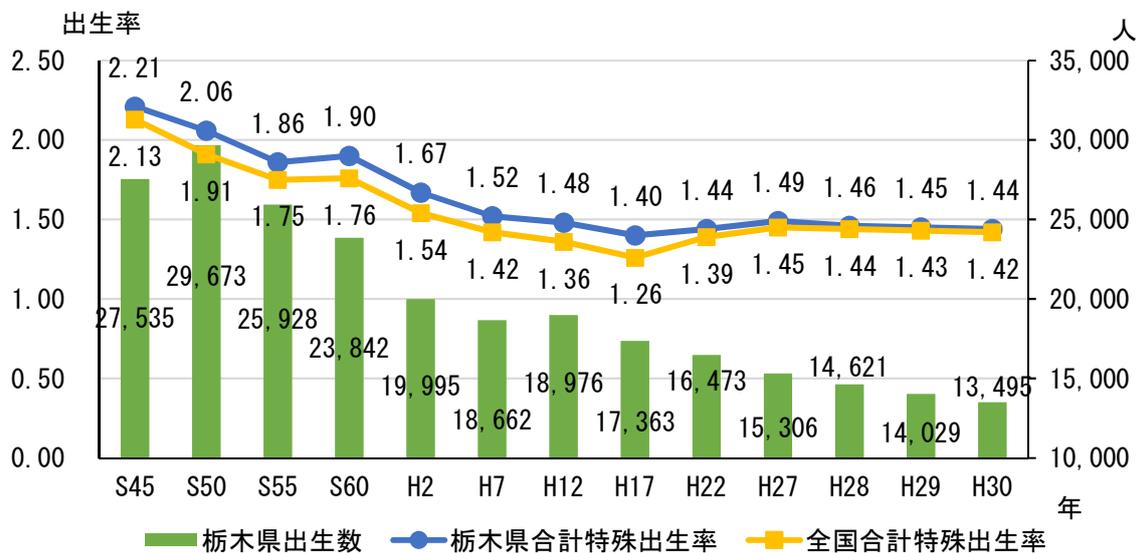
第2部 子ども・子育てを取り巻く現状

① 少子化の現状

1 出生

本県の出生数は、昭和50（1975）年頃をピークに減少し、平成30（2018）年の出生数は、ピーク時の半数以下となっています。

また、合計特殊出生率を見ると、昭和50（1975）年は2.06と人口置換水準（人口を安定的に維持するために必要とされる水準＝2.07～2.08）程度でしたが、その後は低下傾向にあり、平成30（2018）年には全国平均とほぼ同様の1.44となっています。



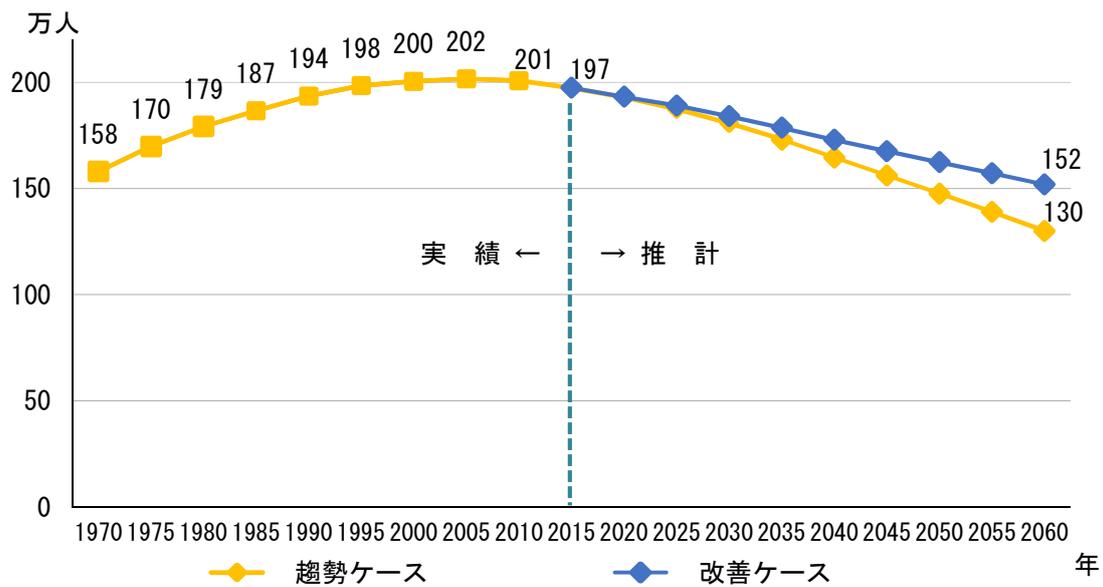
資料：厚生労働省「人口動態統計」

図1 出生数と合計特殊出生率の推移

2 人口構成

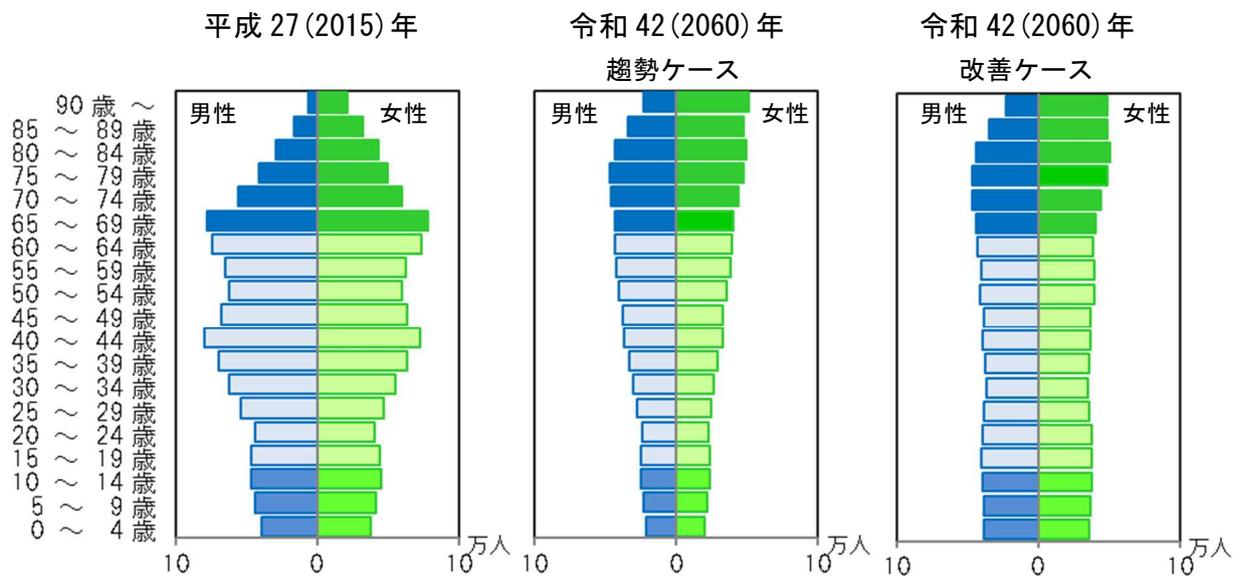
本県の人口は、平成17（2005）年12月の約202万人をピークに緩やかな減少傾向が続き、平成27（2015）年には、約197万人となりました。今後も人口は、減少していくと予測されます。

また、本県の5歳階級別人口の将来推計をみると、今後も少子化の進行により、人口構成の割合が、0～14歳及び15歳～64歳の区分は減少し、75歳以上は増加すると見込まれています。



資料：総務省「国勢調査」を基に栃木県推計（令和元年推計）

図2 栃木県の総人口の推移と2060年までの将来推計人口（趨勢及び改善ケース）



資料：総務省「国勢調査」を基に栃木県推計（令和元年推計）

図3 栃木県の5歳階級別人口構造の将来推計（趨勢及び改善ケース）

【改善ケース】

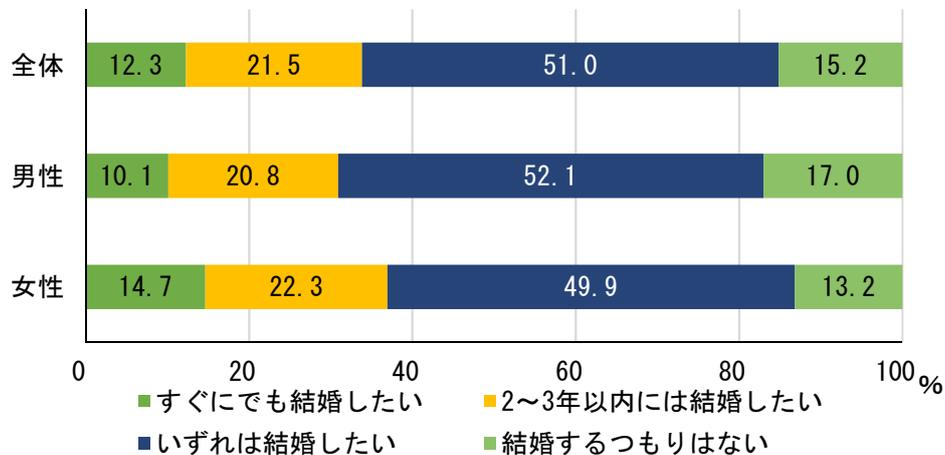
合計特殊出生率が2035年に1.90程度、2045年に2.07程度に向上するとともに、人口移動数（他都道府県への転出超過数）を2025年に半減及び2030年に±0に収束させることにより、2060年に150万人以上の総人口を確保することを想定したケース。

② 結婚・妊娠・出産

1 結婚

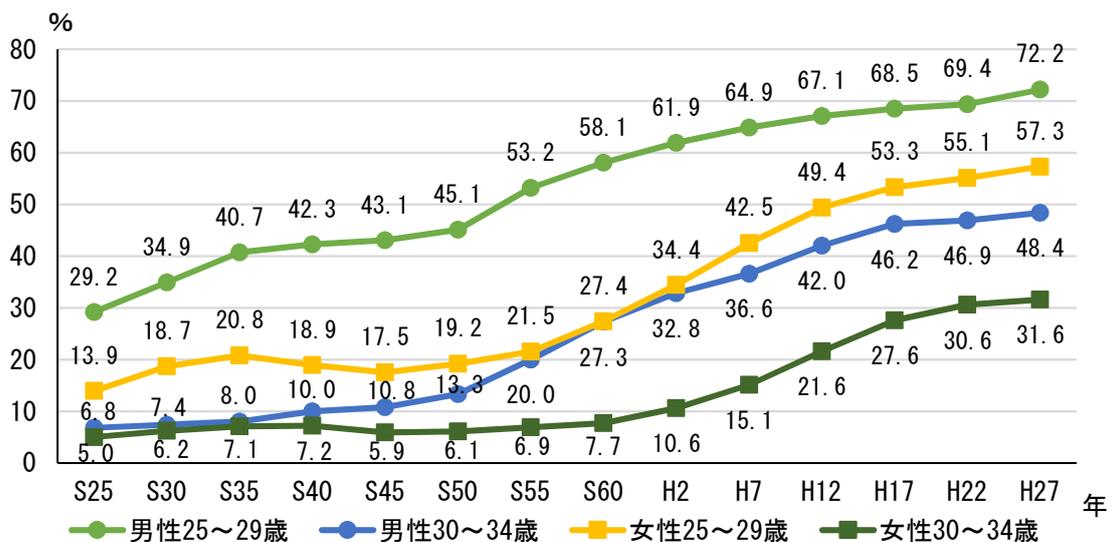
本県の結婚を望む 18 歳から 39 歳の未婚者の割合は 84.8%と高い水準にある一方で、未婚率は男女ともに年々上昇しています。

また、本県の平均初婚年齢は、昭和 50（1975）年の夫 26.6 歳、妻 24.4 歳から、平成 30（2018）年には、夫 31.0 歳、妻 29.3 歳へと、夫 4.4 歳、妻 4.9 歳ほど高くなっているほか、第 1 子出生時の母親の平均年齢も、平成 17（2005）年の 28.6 歳から、平成 29（2017）年には 30.3 歳へと 1.7 歳ほど高くなっているなど、未婚化、晩婚化、晩産化が進んでいます。



資料：栃木県総合政策部「令和元年これからの“とちぎ”づくりに関する県民意識調査」

図4 結婚の意思（18歳から39歳の未婚者）



資料：総務省「国勢調査」

図5 栃木県の未婚率の推移

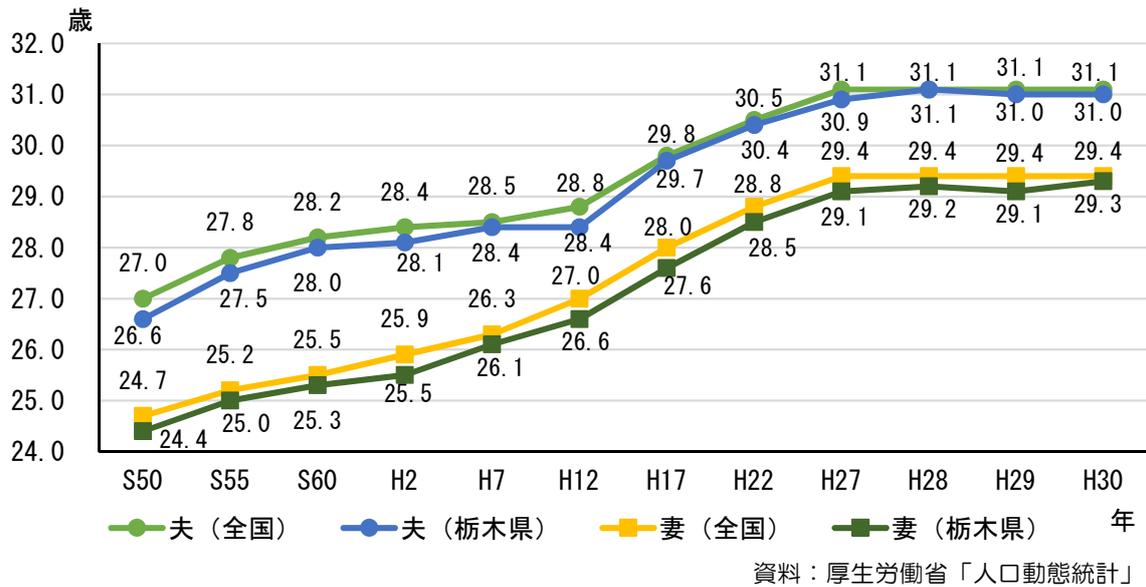


図6 平均初婚年齢の推移

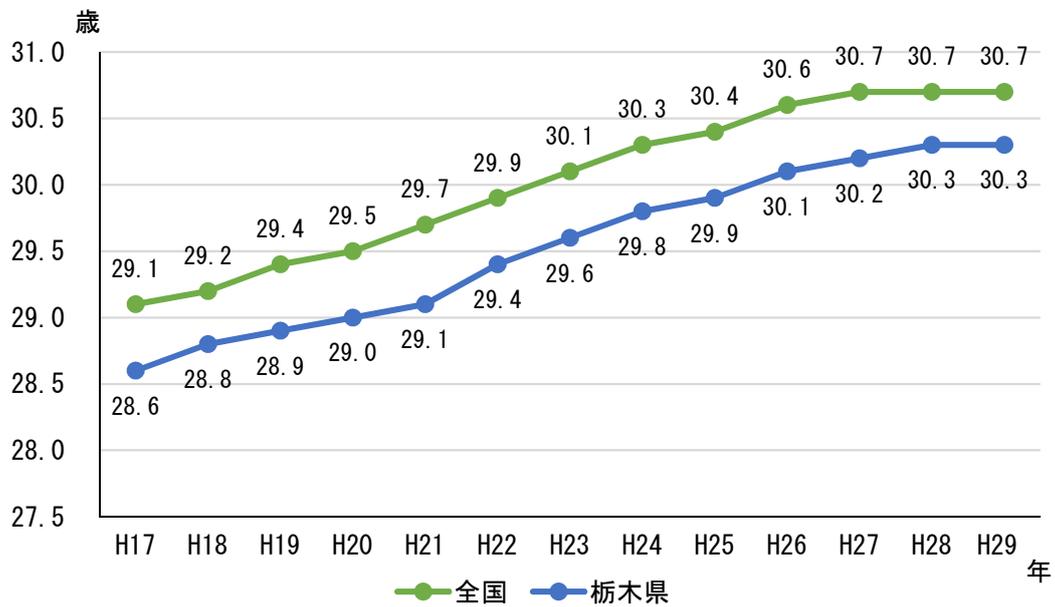
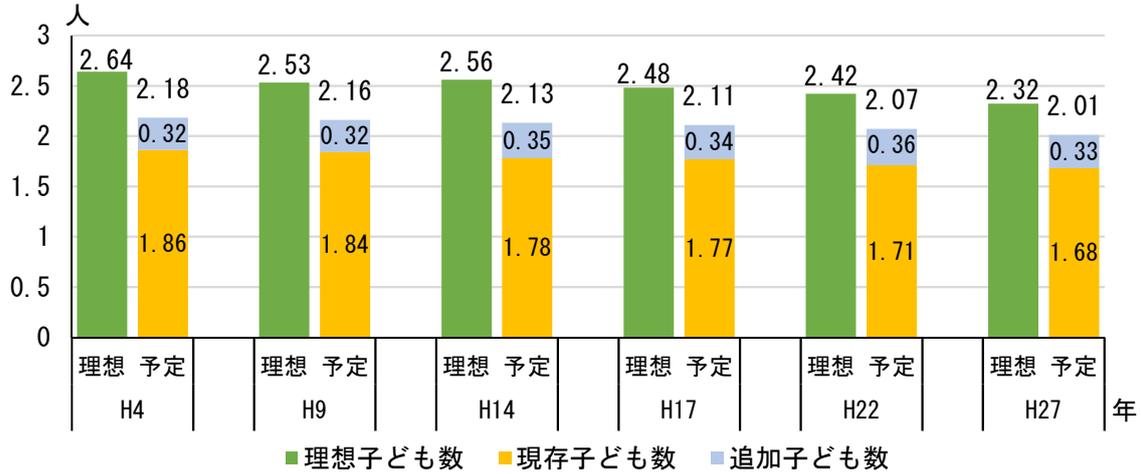


図7 第1子出生時の母親の平均年齢

2 妊娠・出産

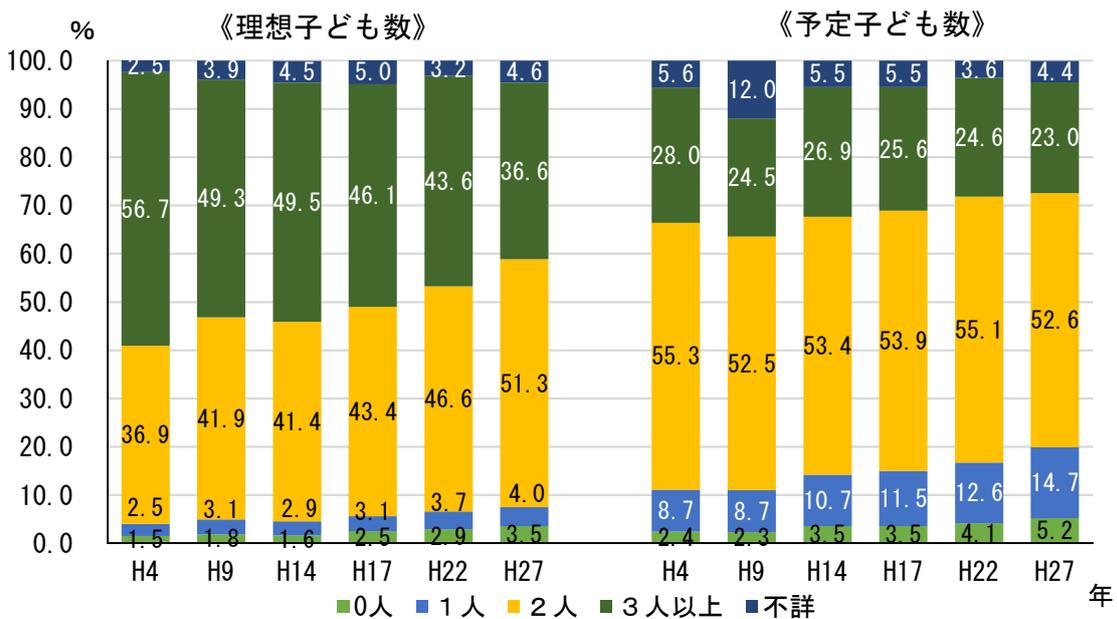
平成 27（2015）年の女性既婚者（50 歳未満）にたずねた理想的な子どもの数（理想子ども数）の平均値は 2.32 人、実際に持つつもりの子どもの数（予定子ども数：現存子ども数＋追加予定子ども数）の平均値は 2.01 人となり、いずれも過去最低となっています。また、予定子ども数が理想子ども数を下回っている状況が続いています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」

図 8 初婚女性既婚者（50 歳未満）の平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移

平成 27（2015）年の理想子ども数の分布では、「2 人」が最も多く 5 割を超えた一方で、「3 人以上」は 36.6%まで減少しています。また、予定子ども数の分布では、「1 人」の割合が 14.7%まで増加しており、「0 人」と「1 人」の合計割合が約 2 割を占めています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」

図 9 初婚女性既婚者（50 歳未満）の平均理想子ども数と平均予定子ども数の分布

また、平成 27（2015）年の本県の女性既婚者（50 歳未満）にたずねた理想子ども数の平均値は 2.42 人で、全国の平均値 2.32 人より高い状況ですが、予定子ども数の平均値は 1.89 人で、全国の平均値 2.01 人より低くなっており、全国平均よりも「理想－実際」の差が大きくなっています。

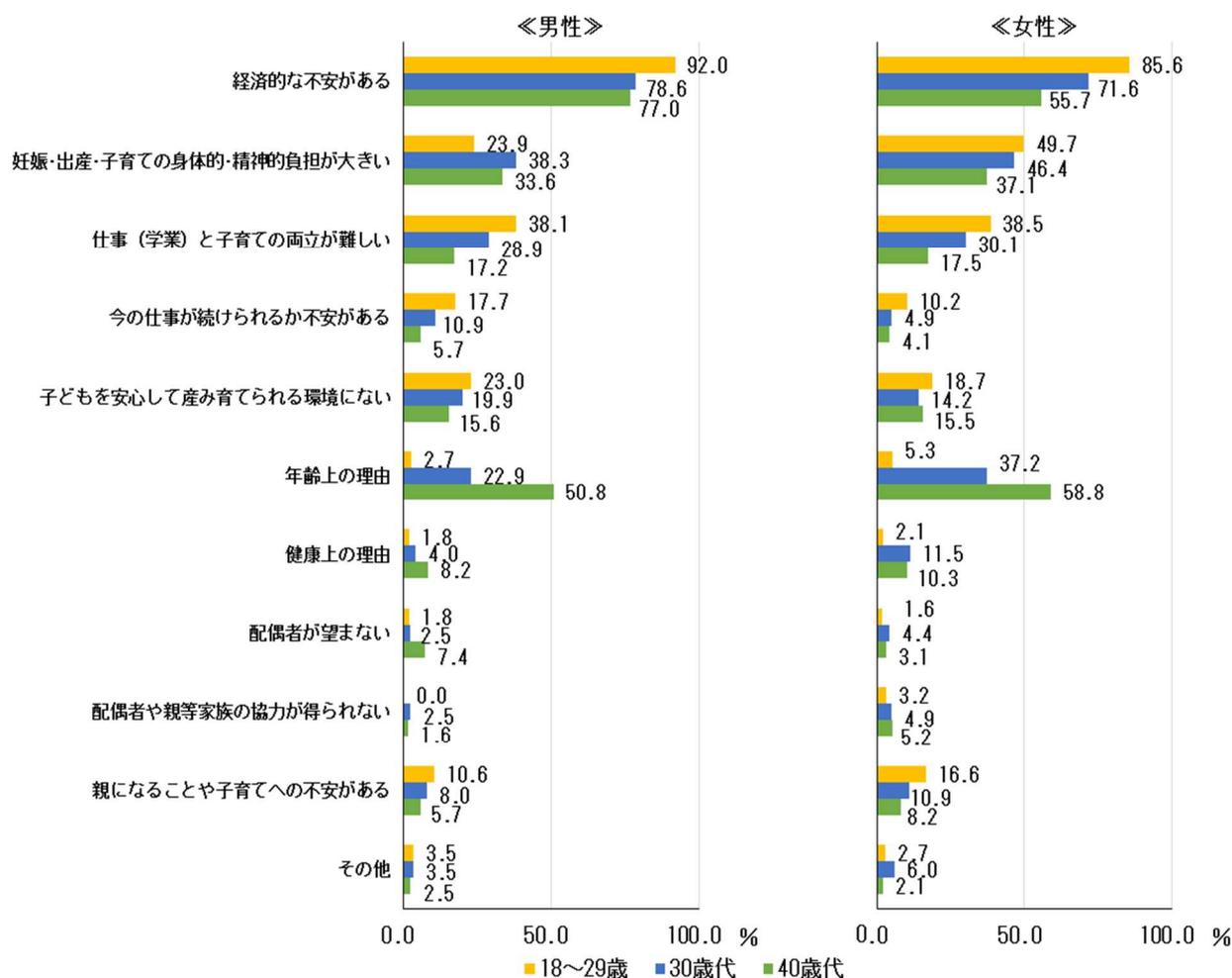
理想とする人数の子どもを持ってない理由としては、男女とも年代を問わず「経済的な不安がある」が多く、女性では、特に 18～29 歳において男性と比べ「身体的・精神的負担が大きい」が多い状況です。

表 1 女性既婚者（50 歳未満）の平均理想子ども数と平均予定子ども数

区分	理想	実際の希望	差
栃木県	2.42	1.89	0.53
全国	2.32	2.01	0.31

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」

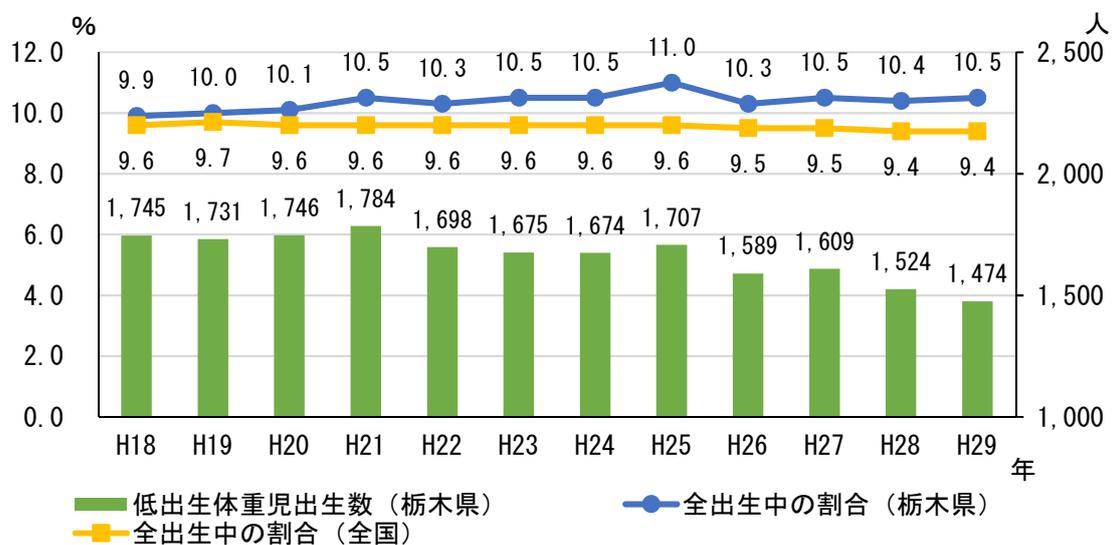
栃木県総合政策部「令和元年これからの“とちぎ”づくりに関する県民意識調査」



資料：栃木県総合政策部「令和元年これからの“とちぎ”づくりに関する県民意識調査」

図 10 栃木県における理想とする数の子どもを持ってない理由

また、本県における平成 29（2017）年の低出生体重児数は 1,474 人と減少
 していますが、低出生体重児の割合は 10.5%と横ばいの状況です。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

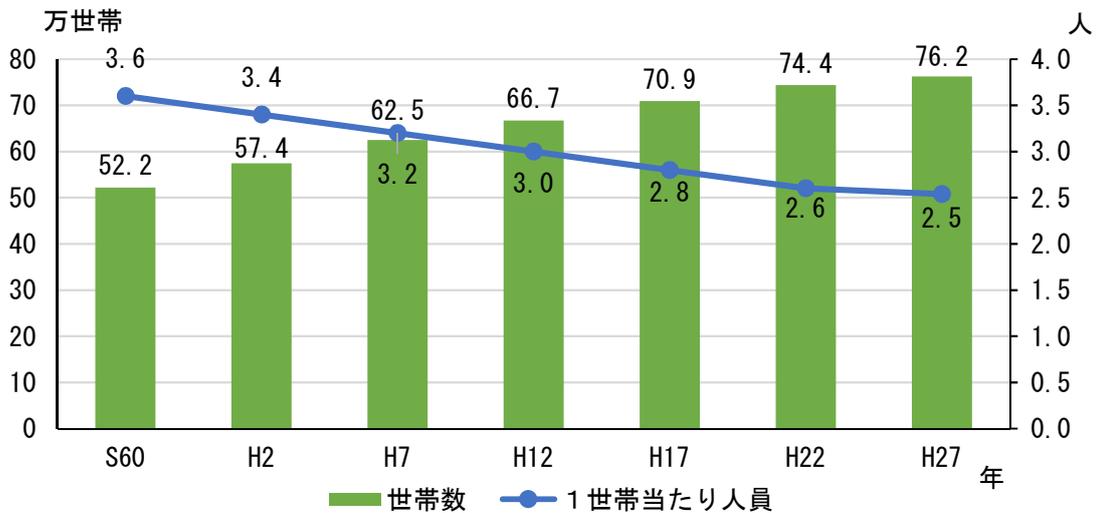
図 11 低出生体重児数及び全出生中の割合の推移

③ 家庭環境

1 世帯規模

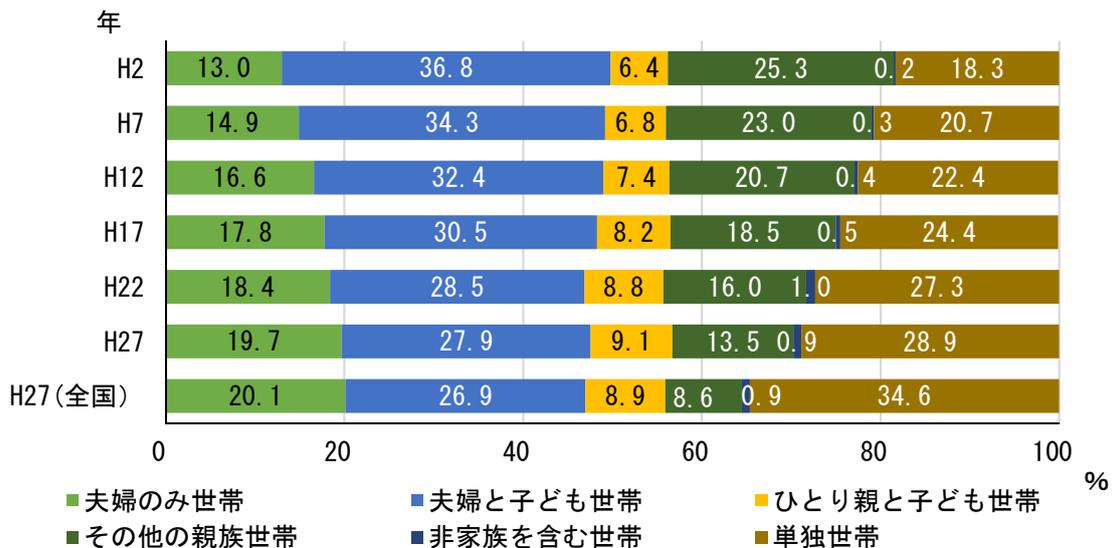
本県の世帯数は、昭和 60（1985）年の約 52 万 2 千世帯から平成 27（2015）年の約 76 万 2 千世帯へと増加しています。

世帯数が増加した要因は、「単独世帯」、「夫婦のみ世帯」、「ひとり親と子ども世帯」の増加であり、平成 27（2015）年にはその占める割合が 57.7%まで増加し、1 世帯当たりの人員は減少傾向にあります。



資料：総務省「国勢調査」

図 12 栃木県の世帯数と 1 世帯当たりの人員の推移



* 世帯の家族類型「不詳」の世帯数を除いて集計

資料：総務省「国勢調査」

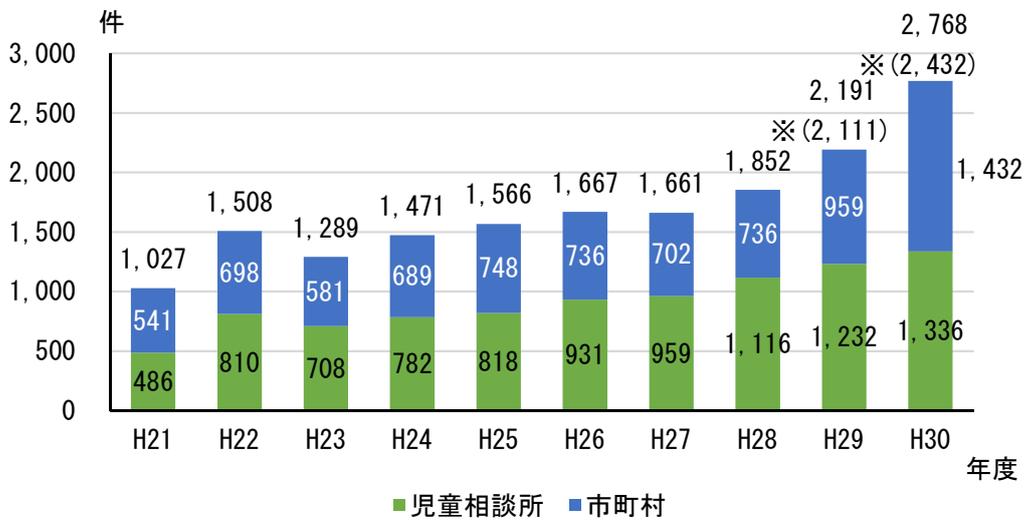
図 13 栃木県の一般世帯の家族類型別割合の推移

2 児童虐待

県内の児童虐待の状況をみると、平成 30（2018）年度に児童相談所や各市町で相談を受けて対応した件数は 2,768 件と、過去最多となっています。

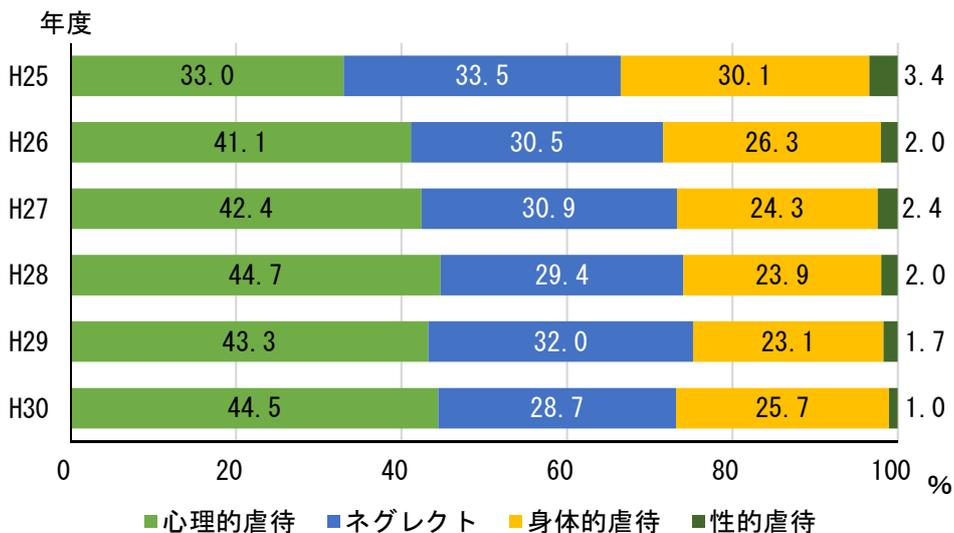
児童虐待の通報、相談が増加した主な要因は、児童虐待に対する県民意識の高まりとともに、子どもの前でのDVの増加や、家庭や地域の子どもを育てる力の低下も影響していると考えられます。

また、県内の児童相談所における虐待相談の内容は、心理的虐待の相談割合が、平成 30（2018）年度 44.5%となり、平成 25（2013）年度と比べると大幅に増加しています。



※児童相談所から市町への事案送致分（H29:80件、H30:336件）を除いた数
資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図 14 栃木県の児童虐待相談対応件数の推移



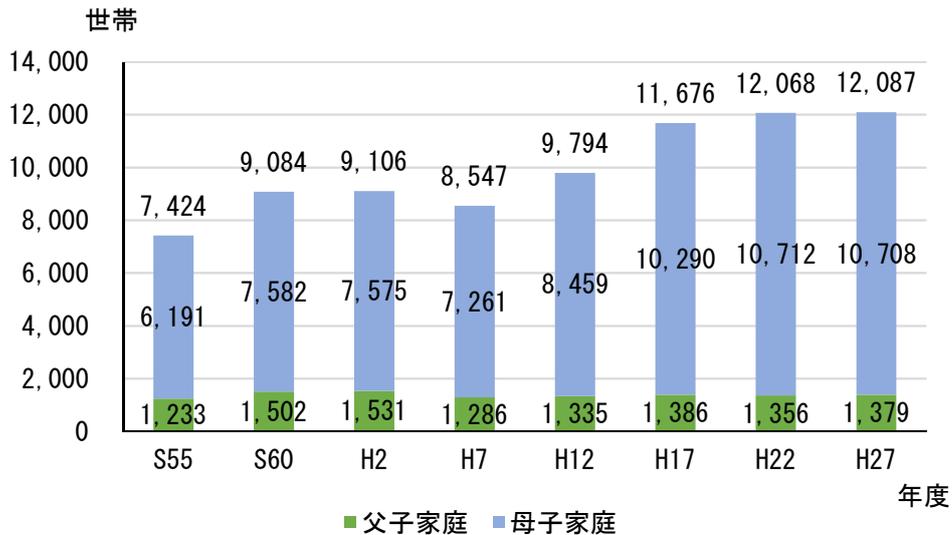
資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図 15 栃木県の児童相談所における児童虐待相談内容

3 ひとり親家庭

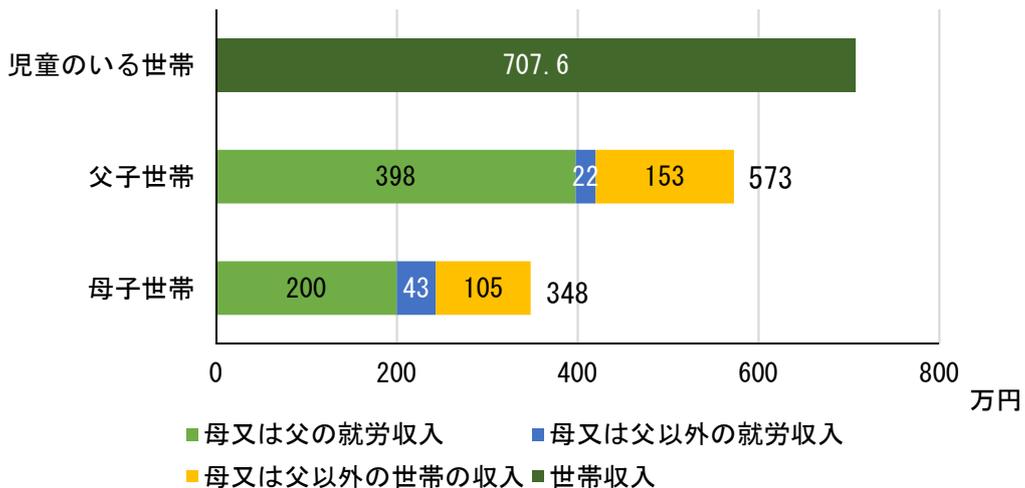
本県のひとり親家庭数は、年々増加し、平成 27（2015）年度には、12,087 世帯となっています。

また、平成 27（2015）年のひとり親世帯の平均年間収入は、父子世帯で 573 万円、母子世帯で 348 万円です。これを児童のいる世帯全体の平均収入 707.6 万円と比較すると、父子世帯は 81.0%、母子世帯は 49.2%となり、低収入であることが分かります。



資料：総務省「国勢調査」

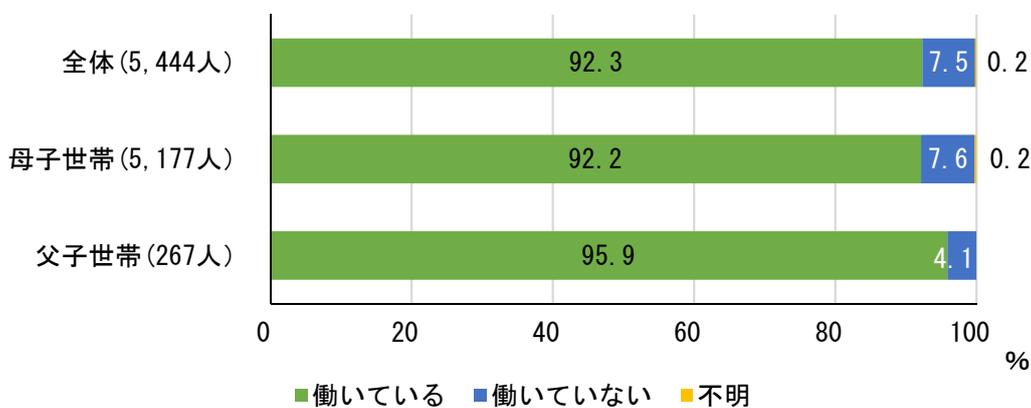
図 16 栃木県のひとり親世帯の推移



資料：平成 28(2016)年厚生労働省「国民生活基礎調査」、「全国ひとり親世帯等調査」

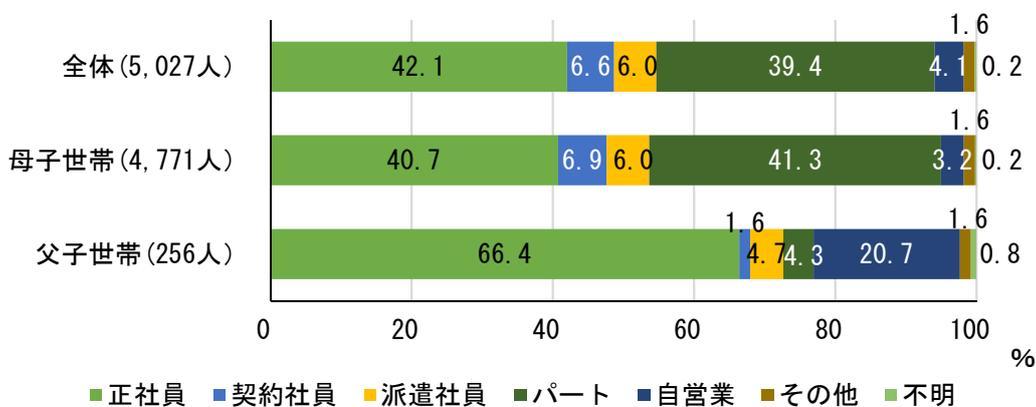
図 17 平成 27（2015）年ひとり親世帯の平均年間収入

また、県内の児童扶養手当受給者のうち働いている人は92.3%であるものの、就業形態について、母子世帯では、54.2%が、父子世帯では、10.6%が、パートや契約社員等の非正規雇用となっており、非正規雇用であることが、年収が低い要因の一つであると考えられます。



資料：令和元(2019)年栃木県「児童扶養手当受給者に対するアンケート調査」

図 18 栃木県の児童扶養手当受給者の就業率



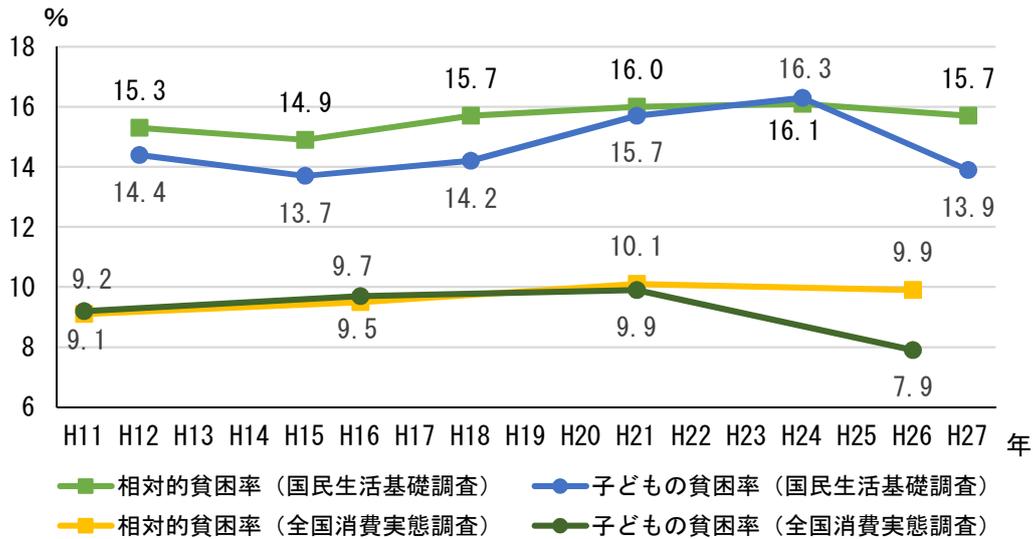
資料：令和元(2019)年栃木県「児童扶養手当受給者に対するアンケート調査」

図 19 栃木県の児童扶養手当受給者の就業率

4 子どもの貧困

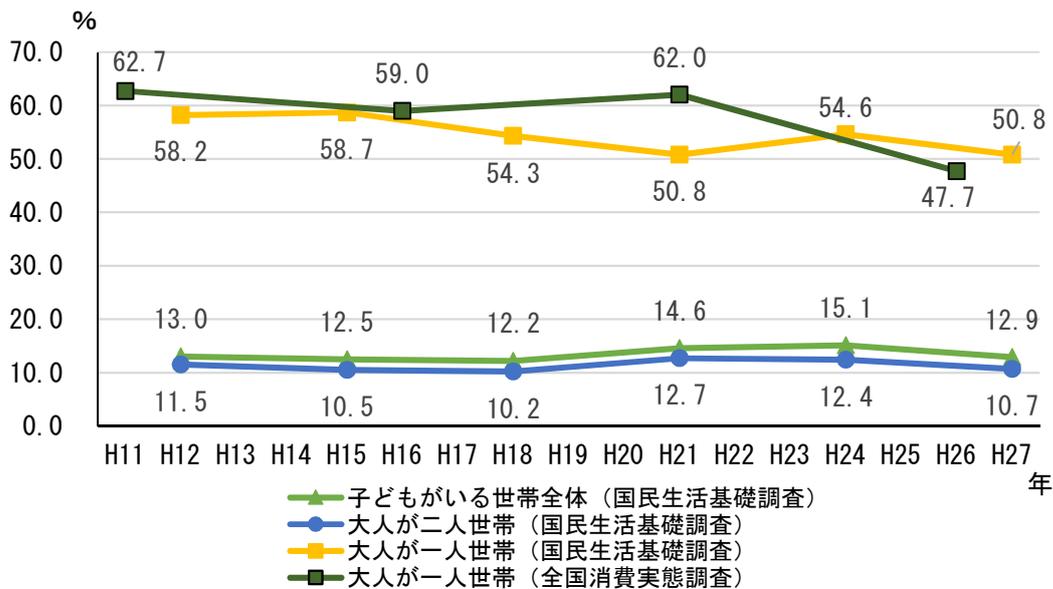
国民生活基礎調査による子どもの貧困率*は、上昇傾向にありましたが、平成27（2015）年では、13.9%に低下しています。また、平成27（2015）年に初めて公開された全国消費実態調査においても、平成26（2014）年では、7.9%に低下しています。

子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率*は、「大人が一人世帯」の貧困率が高い水準で推移しています。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」

図 20 相対的貧困率の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」

図 21 子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率の推移

* その国の等価可処分所得（いわゆる手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線といい、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を相対的貧困率といいます。子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

4 地域社会

1 待機児童

保育の受け皿の拡大、保育人材の確保等により、待機児童は減少傾向ではありますが、依然として0歳～2歳児に多く待機児童が発生しています。また、0歳児を中心に年度途中の申込が増加することで、10月1日時点の待機児童は、4月1日時点と比較して増加しています。

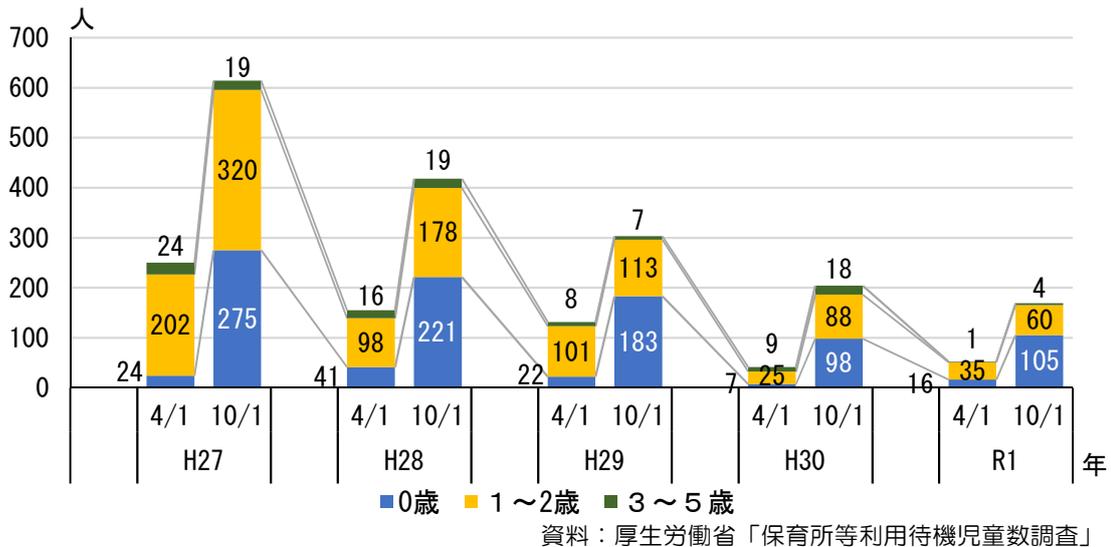


図 22 栃木県の待機児童数の推移

女性の就業率の上昇や核家族化の進行を背景とした保育ニーズを踏まえて、市町で4月1日時点での利用申込者数を上回る受け皿の整備が進んでいますが、年度途中の保育施設の利用申込数の増加や、利用者の地域偏在の影響等により待機児童が発生している状況です。

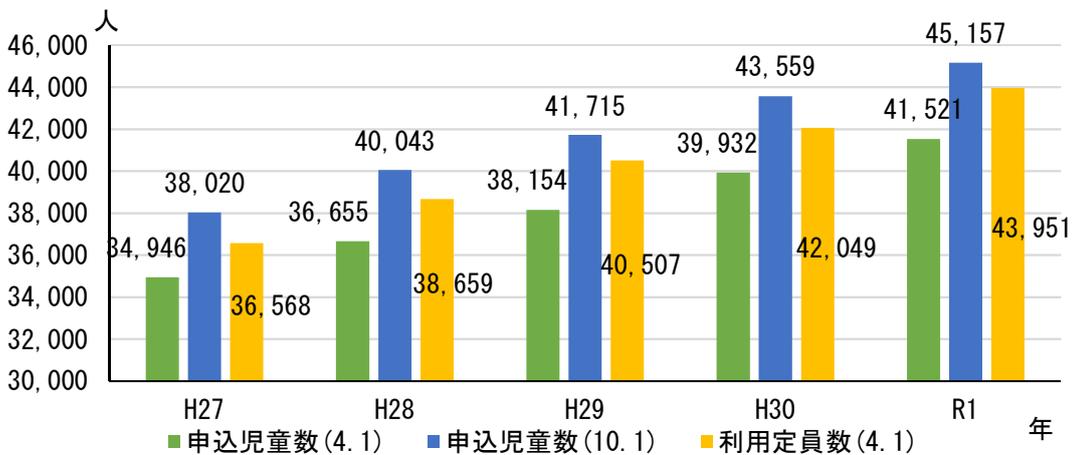
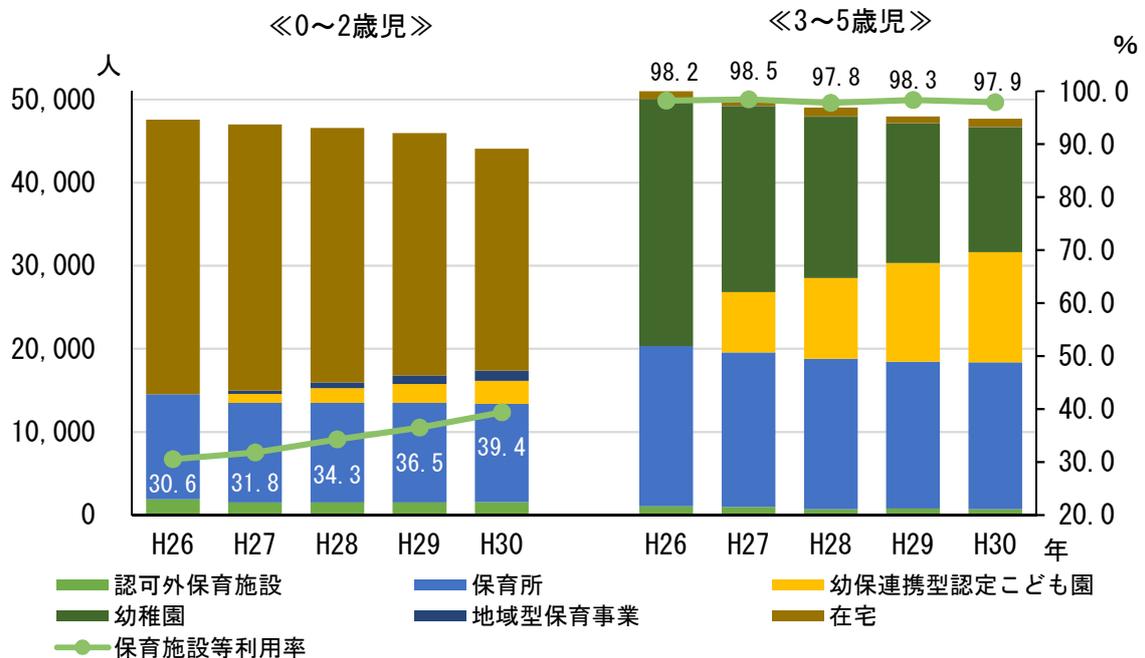


図 23 栃木県の申込児童数と利用定員数の推移

2 学齢前の子どもの居場所

0～2歳児の居場所については、在宅が最も多い状況ですが、共働き世帯の増加等に伴い、保育施設等を利用している子どもの割合が増加しています。また、平成27（2015）年度から導入された子ども・子育て支援新制度に基づく幼保連携型認定こども園や、地域型保育事業を利用する子どもが年々増加しています。

3～5歳児の居場所については、約98%の子どもが、教育・保育施設等を利用している状況で推移しています。また、平成27（2015）年度以降、幼稚園や保育所から、保護者の就労の状況にかかわらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への移行が進んだことにより、幼保連携型認定こども園を利用する子どもが増加しています。



資料：栃木県「教育・保育行政調査（とちぎの教育・保育）」

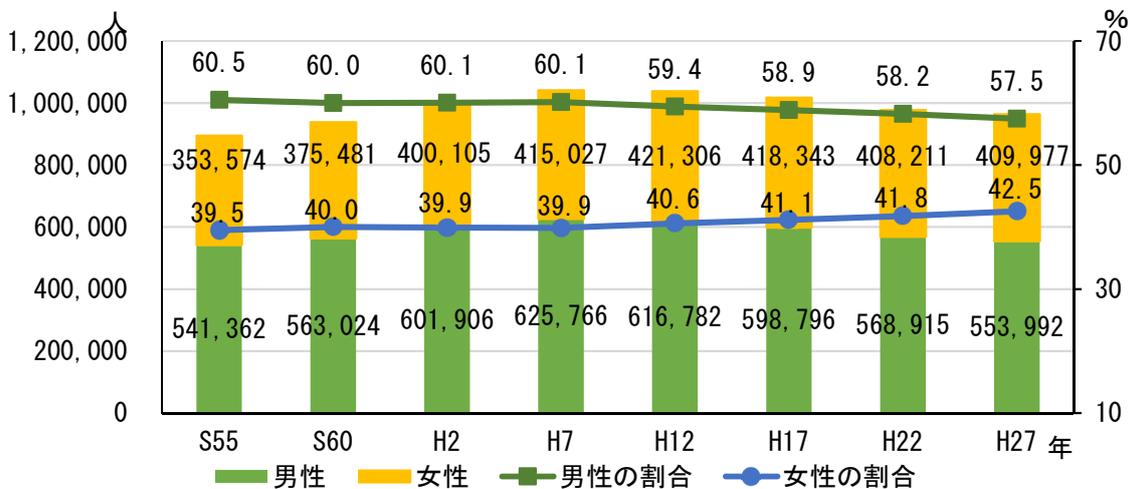
図 24 栃木県の年齢別学齢前の子どもの居場所の推移

⑤ 仕事と子育ての両立

1 女性の就業

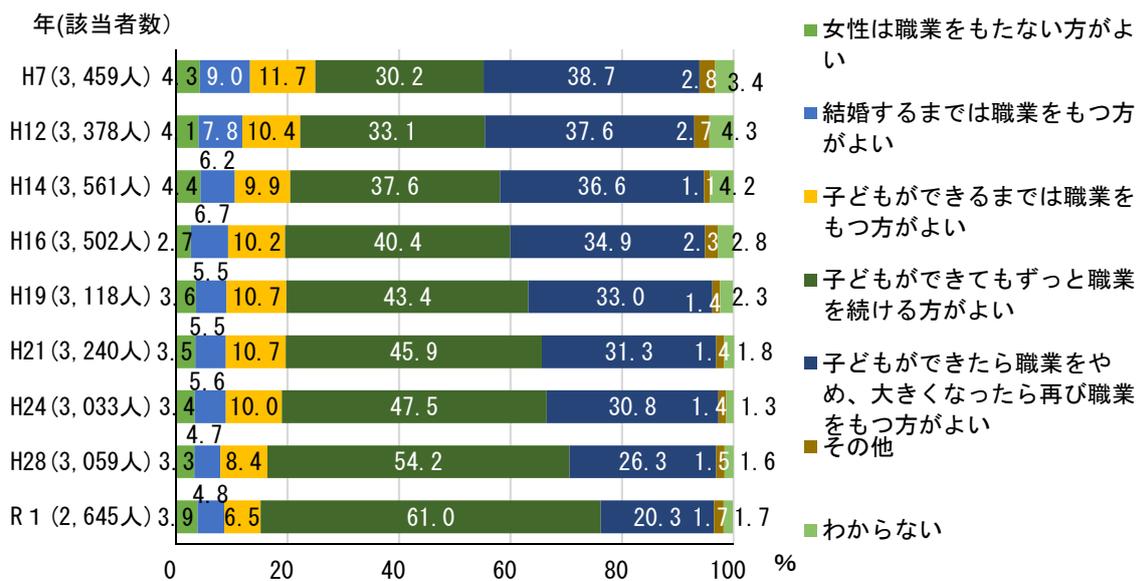
栃木県の就業者総数は、近年減少傾向にあります。女性就業者数は平成 22 (2010) 年の 408,211 人から平成 27 (2015) 年には 409,977 人と増加しています。また、就業者数に占める女性の割合は、年々増加しており、平成 27(2015) 年には 42.5%となっています。

女性が職業を持つことについては、「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」と考える人が、令和元(2019)年の調査で初めて60%を超えました。



資料：総務省「国勢調査」

図 25 栃木県の男女別就業者数の推移



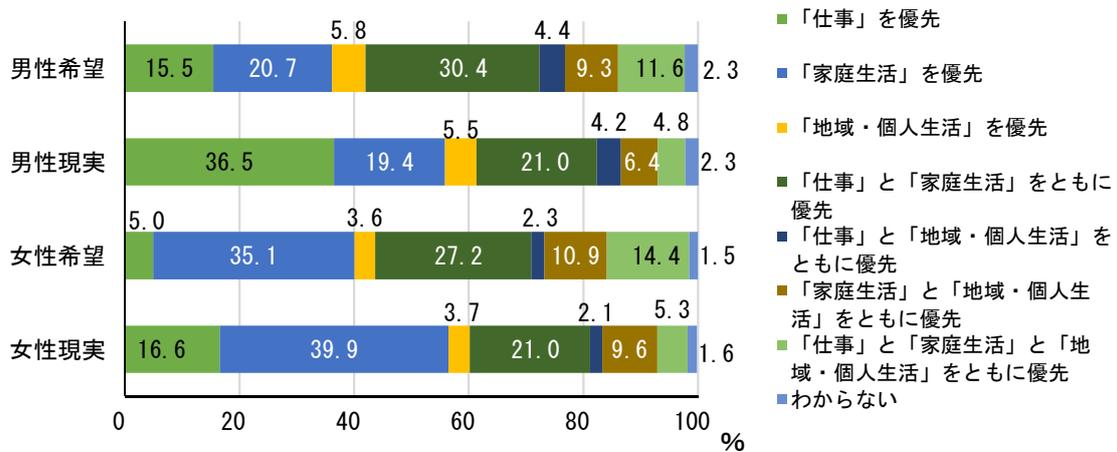
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

図 26 女性が職業を持つことについての意識調査結果

2 理想と現実のギャップ

令和元（2019）年の内閣府調査によれば、男性の希望は、「仕事と家庭生活をともに優先したい」が30.4%と最も多い状況ですが、現実には「仕事を優先する」が36.5%と最も多く、女性は希望と現実ともに「家庭生活を優先したい」が最も多くなっています。

また、男女ともに「仕事を優先」している方の割合が希望よりも現実で多くなっている一方、「仕事と家庭生活をともに優先」、「仕事と家庭生活と地域・個人生活をともに優先」させる割合は希望よりも現実で低くなっており、男女ともに、仕事と家庭生活の理想と現実にはギャップがある状況です。



資料：内閣府「令和元（2019）年男女共同参画社会に関する世論調査」

図 27 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方（優先度）